

税

県内一斉地方税滞納整理強化月間

平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書について

平成28年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月13日(金)に発送します。課税明細書を合わせて同封します。課税明細書、課税物件に誤りがないかご確認ください。なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、納税通知書とは別に課税明細書を送付します。

平成28年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第1期分の納期限は5月31日(火)です。

平成28年度軽自動車税納税通知書について

平成28年度軽自動車税の納

税通知書は5月13日(金)に発送します。

平成28年度軽自動車税の納期限は5月31日(火)です。

※口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

※コンビニエンスストアでも納付することができま

※ただし、納期限の過ぎたもの、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付についてはお取扱いきません。金融機関等で納付してください。

軽自動車税の減免申請について

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

新規で減免申請をされる方は、納期限(5月31日)までに税務課での申請が必要です。

減免対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がい者、精神障がい者のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

持参していただくもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳
- ・運転する方の免許証
- ・車検証のコピー
- ・平成28年度軽自動車税納税通知書
- ・構造による減免については、軽自動車の側面及び後面の写真(後面はナンバーがわかるもの)
- ・印鑑

- ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書
- ・納税義務者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

代理の方が申請する場合

納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー

知書(写し可)、納税義務者からの委任状、代理の方の本人確認ができるもの(運転免許証等)が必要になります。

申請期間

5月13日(金)～31日(火)
(土・日・祝日を除く)

申請場所

税務課

※申請書は税務課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

減免申請の継続手続き

平成27年度に減免を受けた方につきましては、すでに郵送してあります「軽自動車税現況報告書兼減免継続申請書」を提出してください。

※納付済みの場合は、減免を受けることができます。

※減免を受けることができる自動車は、障がい者の方1人につき1台です。

※普通自動車を所有し、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

軽自動車税を口座振替されている方へお願い

車検のある軽自動車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、6月10日頃になります。

車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成28年6月1日から6月10日頃の場合、平成27年度の車検用納税証明書(証明書の有効期限平成28年5月30日)で、5月30日までに車検を受けてください。

なお、平成28年度車検用納税証明書は、金融機関での納税が確認でき次第、税務課窓口にて申請により無料で発行します。(証明書の有効期限平成29年5月30日)

問い合わせ先

税務課資産税グループ
☎(32) 8892